

「後期高齢支援システム標準化検討会」

第2回議事概要

日 時：令和4年3月18日（金） 13：30～15：30

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（敬称略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

加藤 博是	渋谷区国民健康保険課長
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主任
富田 義憲	川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長
尾崎 淳也	西海市健康ほけん課長
前田 晃子	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主幹
日名子 大輔	株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部 部長
石井 貞行	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
佐藤 悠貴	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部 第二開発部 (村上 朋博 公共パッケージ事業部第二開発本部 第二開発部 課長の代理出席)
永尾 英則	Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 第1開発課長
玉置 直人	日本電気株式会社 公共システム開発本部 プロジェクトマネージャー
田中 卓	富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部 社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部 マネージャー

（オブザーバー）

丸尾 豊	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
清水 康充	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー

本後 健	厚生労働省保険局高齢者医療課	課長	
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当）	室長補佐	
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当）	室長補佐	
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部	担当部長	

【議事次第】

1. 開会
2. 後期高齢支援システムの標準化について
3. 標準仕様書（案）について
4. 検討・課題一覧
5. 後期標準システムへの申し送り事項について
6. 仕様書案の決定について
7. 今後の予定について

【意見交換（概要）】

- （資料2 P.12,13）基幹系他システム連携機能について、実装の仕方は資料に記載されている通り、同じデータベースを共有、ネットワークで連携等、様々であるため、色々なパターンを認める方式がよいと考える。

一方で流れる情報については、デジタル庁で連携要件を定めているところではあるが、第1グループでは地域情報プラットフォームで連携ということになっている。この場合、共通のデータベースを使用するような方式だとAPI連携がないため地域情報プラットフォームで連携といわれてもやりようが無いという課題がある。悩ましいところではあるが後期高齢支援システムについてもこういった方向とするか整理した方がよいと思う。

⇒共通基盤について、地域情報プラットフォームを前提とする認識である。そこを踏まえてデータ要件・連携要件は作られると考えているため、該当する連携要件の箇所にはデジタル庁が定めるデータ要件・連携要件が出てきたらそれに伴い見直しを行う旨を記載している。また住民記録システム等のデータを参照する際のAPI連携については、国の方針としてはAPIで連携する場合はREST方式で行う認識である。今はオプション要件としてRESTでの連携要件を規定しているが、オールインワンパッケージを提供するベンダーにおいては直接データベースを参照するような方式もあるため、どちらか一方と定義するとあまり必要が無いのに連携要件を絞ってしまうことになるため、両方が利用可能となるように規定することを考えている。ガバメントクラウドが外のシステムとのデータ運用にこういった要件を持つのかに依る部分があるため、後期高齢支援システム単体で規定するというのは難しいと考えている。

⇒連携のデータ項目の内容について、連携要件で定まっていき、それがそのまま地域情報プラットフォームに吸収されるため、地プラ連携・連携要件いずれの記載でも実質同じになると考える。API連携について、オールインワンパッケージであって

も API の機能は持つことに関しては住民記録システム等の議論でも事業者から賛同が得られている。オールインワンパッケージであったが、税システムだけ切り離すとした場合に連携できなくなるのは不都合であるため、必ず連携の API は持つ、しかしオールインワンパッケージの中で共通のデータベースでデータ連携しているときに、準拠要件として地プラで連携が必須と記載されると、そもそも連携自体がなく、わざわざ外に出して連携するのかという課題について議論が難しく、第 1 グループではとりあえず連携してほしいという判断になってきている。実装上悩ましい問題と考えている。

⇒オールインワンパッケージでの連携の考え方について、将来的にはオールインワンパッケージ内の業務であっても、それぞれ API 等で連携していくという理想像があるが、一方で令和 7 年度に向けて開発を進めていくという話があるときに、どこまでを 1.0 版の連携要件として求めていくのか、というところを検討している。検討の方向性として、例えばオールインワンパッケージにおいては、事業者が責任をもって各業務間の連携については担保し、適合性確認は不要にするといった方向性でも議論している。デジタル庁での検討状況を示せるように取組を進めるので、各業務においても、検討を深めていただけるようお願いしたい。

- （資料 2 P. 15）帳票の文言マスタ対応について、文言マスタというマスタを作り、そこである程度言葉を標準化するというのではなく、定義を外出しにするという認識でよいか。いろいろな文言が設定できるのは便利だが、一方で標準化で期待される、同じ内容の帳票が自治体ごとに違う名称になるようなばらつきが標準化で揃うことを期待すると、完全に自由にすると弊害があるのではないか。

⇒文言マスタについて、文言マスタで全てを指定可能としてしまうと帳票の統一感が損なわれるという意見はご指摘の通りである。それを踏まえ文言マスタ化しているものは、自治体の運用によってその出力有無の判断が分かれる帳票、大きく内容を改変することはないが表現上の変更を行いたい要望が発生する個所を検討し、記載している。また、文言マスタにすることで、帳票の該当箇所に何が本来出力されるべきかが分かりにくくなるため、後期高齢支援システムの標準仕様書については帳票詳細要件に印字例として、どういった文言が設定され出力されることを想定しているかを記載することで用途や方向性が各自治体で大きく異ならないよう対策をしている。

- 前述の 2 つの議論について現在の状況、方向性について、大きくは事務局の見解と相違ないという認識でよいか。

⇒ご認識の通り。

- (資料2 P.4) タイトルにある収滞納管理システムとは、自治体によっては個人住民税、固定資産税、国民健康保険税・保険料等含め、様々な税や料について収滞納の管理をする仕組みを別に出して事務を行っている団体もある。そこについての連携を記載しているのであって、後期高齢支援システムの中で収滞納の管理をしている団体についてはその内容について標準仕様書の中で記載をするという考え方でよいか。

⇒ご認識の通り。ベンダ分科会・市区町村ワーキングでもお示ししたが、税の収滞納の要件については「料」を統合して管理するという要件が記載されていないため、標準仕様書に縛られる範囲で管理できるのは「料」の範囲になると捉えている。ただし、「税」も「料」も管理する外付けのシステムがある場合はその限りではない。少なくとも現状は、税務システムで「料」を管理するということが規定されていないという認識。

⇒この辺り実際に業務を行っている自治体職員様は、システムの建付けや全体のデザイン、個別の業務システム間での連携は直接見えないことも多いため、説明の際には一言触れてもよいのではないかと考える。

- 収滞納管理システムと後期高齢支援システムの連携が想定されているか。
収滞納管理システムは、デジタル庁の資料によると、内部管理システムの一つと位置付けられているが、内部管理システムとの連携を実現しようとする場合、収滞納管理システム以外の内部管理システムとの連携は考えられるか。

⇒前者の質問についてはご認識の通りである。

後者について後期高齢支援システムの連携要件の中で示しているが、標準化対象業務外のものとの連携は、基本的に収滞納管理システムの部分に該当していると考えており、必要なものがあれば連携の内容を考慮すると認識している。現状必要と思われる要件は機能要件に記載している認識である。

- (資料3) 住民記録システムや税務システムだと、諸元表というのが作られて各項目の文字サイズや右寄せ・左寄せ等が定義されているが、それに相当するものは作成しないのか。

⇒住民記録システムや税務システムで作成しているのは認識しているが、介護保険システムや国民健康保険システムでは規定していないことを踏まえ、右寄せ・左寄せ

等は後期高齢支援システムでそこまでの規定はしない方針で考えている。文字に関してはそれぞれフォントサイズの想定をし、文例がレイアウトにはまるかという検証は行っている。自治体様ごとに項目の位置調整等含め、微調整がかかることを想定すると諸元表に記載されているような内容まで厳格に規定することはないと考えている。住民記録システムでは規定しているが、他の保険業務が規定していないことで統一感を損なうということであり、作成が必要であれば次年度に事業として作成を検討すること自体は可能であると考えている。

⇒フォントサイズや繰り返しの有無、空白の取り扱いの他、IPAmj 明朝を使う部分のフォント指定が具体的にされている。印字編集条件のところで、アスタリスクを出力するといった記載もあるため、分かるところもあるが、業務ごとに定義フォーマットが異なるのは作る側からすると面倒だと思うので、同じ Excel のレイアウトになっている方がよいと考える。

⇒今回の標準仕様書（案）を出すタイミングで全てを作成する場合、再度検討会等が必要になるため、今後の課題として整理させていただきたい。他の第2グループにも影響する内容であるため、統一して、どこまでを規定すべきかルールを決める必要があると考える。

⇒最終的に準拠要件を決めていくことになると思うが、業務・事務ごとに準拠要件が異なるのは問題であるため、最終的には統一する必要があるのではないかと考える。

⇒指摘の内容は非常に重要と考えており、第2グループの業務も対象に、今後デジタル庁で横並びチェックを行う。それを踏まえ、各業務の標準仕様書に規定すべき内容を4月～6月に検討する予定である。気になる箇所については具体的に教示いただき、一緒に考えていければと考えている。

⇒各業務における標準化の基本的な考え方や適合性の確認をどのように考えていくのか、といったことを示す、基本方針を検討している。今後その内容を示し、ご意見をいただくタイミングがあると思うので引き続き検討を深めていければと考えている。

⇒今後デジタル庁でも検討・整理を行い、改めて協議があるということで、今回の標準仕様書（案）の中に反映するというわけではないが、来年度の検討範囲になるという整理でよいのか。

⇒現在は検討・課題一覧に含めていないため、後日追記する。

- (資料6 P. 11) 納付書のコンビニバーコードの右側にある QR コードの位置について、現時点で地方税統一 QR コードの検討会が開催されている。そこで定義されている QR コードを定義しているということであれば、領収日付印の下側に QR コードを印字するという方向性になっているため、修正をすべきではないか。

⇒納付書の QR コードについては、地方税統一 QR コードではない。PayPay や LinePay はコンビニバーコードで収納できるが、docomo が提供している d 払いといったサービスで利用する QR コードを出す位置として規定している。地方税統一 QR コードについては、金融機関で支払う際に使用するもので、コンビニ等での支払いでは使用できないという認識である。なお、この配置位置については、マルチペイメントネットワークの標準仕様で定められている仕様に基づいて配置している。

⇒後期高齢者医療は保険料であるため、税の検討対象には入っていない可能性がある。納付書に記載されている QR コードは税のための QR コードではなく、制度独自の QR コードという認識でよい。

⇒ご認識の通り。そのため納付書の発行に関する要件においても、地方税統一 QR コードが打てること、という内容は規定しておらず、多様な収納方法に対応するための QR コードとして規定している。

⇒税の検討会で定められる QR コードをこちらでも共通して付けるということは、別の議論になるということか。

⇒ご認識の通り。

⇒地方税の QR コードの検討は、今後を見据えると料も含めることになっているため、そのタイミングで見直しになるのではないかと考えている。同じ QR コードという点で分かりにくい部分ではないかと思い、質問をした。

⇒全国照会に向け、誤解が生じないよう説明が必要ではないか。

⇒帳票詳細要件の QR コードの出力部分の説明箇所に補足する。

- (資料7) 公金の受取口座の名称について、文言の確認、整理、共通化をしていただきたい。また、制度が開始したばかりであることから自治体職員においても認知が広がっていないように思われる。国に対し1つ口座登録しておく自治体からの様々な支給金について自動でその口座が指定される、口座の変更があれば自動で全て変更される、口座を分けて管理している住民についてはそれが出来なくなるといった仕組みについて運用上、住民向けの説明の中でのポイントが出てくるため、ご理解をいただければと思う。

⇒公金支給金口座の取扱いに関しては、厚生労働省の情報化担当参事官室が窓口となっており、デジタル庁や総務省と調整を行い、自治体から住民に周知していただけるような資料のひな形やQ&Aの取り纏めを行ったうえで、公金支給金口座を所管する各部署に連絡をしているところである。各部署においてもその書面を基にそれぞれカスタマイズをして取り組みを進めていただいております、その中で様式の改正、それを標準仕様書に反映するという流れを今年の10月の試行運用に向けて、着手しているところである。

- (資料8P.3) No.11「各種、データ要件、連携要件の見直しに伴う対応について」に関して、本市の場合、AIサーバを立てて様々なデータを連携し、医療費の分析等を行っている。今できている連携の項目が、標準化によってできなくなると、AI-OCRの政策が制限されるのではないかと懸念している。そのため、データ要件、連携要件の見直しについてはなるべく早く情報を展開していただきたい。

⇒データ要件、連携要件の情報展開に向け、現在日夜を徹して作業を進めているところである。現時点では、年度明け5月の連休明け頃に全国意見照会という形で基本データリストや機能別連携仕様等をお渡しできる見込みである。それまでの間においても、整った資料から順次提供していきたいと考えている。

⇒資料のNo.11で記載している主な部分は、システム間でデータを取り込むことを前提として規定している連携部分である。ご質問いただいた内容は広域標準システムから出力しているレセプト等に関する部分が主であると理解しているが、当該インタフェースは、市区町村に活用いただけるように任意のレセプトを広域より抽出する機能が既に広域標準システムに備わっている。この機能は市区町村でデータ加工をして使用することが前提となっており、取込を前提としたインタフェースを定めていないため、現在提供しているデータを広域標準システムから出力しないようにするといった整理を行う認識ではなく、継続して受領を可能とする考えである。それ以外に個別に取得されているデータがある場合、それをどこまでを標準化するか

という課題はある。

⇒回答を聞いて安心した。当市ではAI サーバを立てて既に 4000 万件程のレセプトデータを蓄積している。当市独自で任意での医療費の発生率の予測等に着手している。標準化はデジタルトランスフォーメーションの一環と考えており、標準仕様で締め付けることでそれ以外の AI、BI、AI-OCR、オンライン申請等に影響が出ない仕様作りを強くお願いしたい。

⇒指摘の内容は重要な点だと考えている。指摘内容を考慮しながら全体的な考え方も整理していかなければならないと考えている。

⇒標準化を進めることはデジタル化の推進、特にデータ活用という点を妨げるものではない。お気付きのことがあれば、事務局と個別に相談するという事は可能か。

⇒標準仕様が縛りとならないように、ご指摘いただければ対応する。

⇒今標準化しようとしているところは、ある程度法律で業務の流れが規定されている部分であり、指摘があったようなデータ分析等を標準化するわけではない。データを活用した様々な分析を進めていただくためにはどうしたらよいかという考え方で進めている。

⇒当市から提供した帳票・機能一覧など、全て行える仕様作りを希望する。

⇒データ利活用について、ここの機能はガバメントクラウド上に設けられるデータレイク・データマートを根幹として、データウェアハウスの設計にも影響があるところだと認識している。現在はこのあたりが不透明だが、今後要件が見えてくれば、具体的な議論ができるのではないか。

- 本日、仕様書（案）について説明し、議論をいただいた。検討・課題一覧への追記や帳票詳細要件に QR コードの説明を追記する部分は後程対応するが、この内容で意見照会に出すよう進めさせていただきたいがよろしいか。

⇒現時点で還付金の帳票が示されているが、当市の場合、住民から返送いただいた還付金の申請書を AI-OCR で読み取り、RPA やバッチでシステムに入れ込んでいる。レイアウトを規定されると、新たに要件定義を行い、AI-OCR で読み込む定義を作成することになる。そのため帳票については難色を示している。申請書類の多くを AI-

OCRで読み込んでいるため、これまでに作成した定義などが無駄になってしまう。
標準仕様書（案）のレイアウトではマスの欄が小さく、AI-OCRでの読込が難しいと思われる。現在、AI-OCRで読み込むということは想定していないのか。

⇒還付金の申請書で設けている口座の記入欄について、後期高齢者医療において窓口負担が2割化されることに伴い、高額療養費の口座を事前に登録する申請書を住民に送付する政策が今後行われる。その中で、高額療養費の支給申請書についても、AI-OCRでの読取を前提として事業が行われる。そのソフトウェアで読込が出来るよう、広域標準システムの口座記入欄を見直しているところである。今回、還付の申請書の記入項目については、その検討において作成し、実際にAI-OCRのソフトでも読み込めることを確認したものを採用しており、記入されている内容をデータ化しやすいように考慮はしている。現在、実現されている様式等を確認させていただいて反映すべきものがあれば、意見照会の結果を反映するタイミングで考慮させていただければと思う。

⇒読取に使用したソフトウェア、読取の正解率をご教示いただきたい。当市の方針としては、先が見通せないため今後のICT事業を今以上に拡充することを止めている状況である。アドバイス等あれば個別にご連絡いただきたい。

- 標準仕様書（案）、検討課題一覧について、承認をいただけるか。
⇒異議がないため、承認をいただいたものとさせていただきます。